

COURT OF JUSTICE

RECRUITMENT GUIDANCE



ココでならきっと
情熱の炎は消えない

裁判所で
働いてみないか？



情熱を傾けるステージがココにある



裁判所事務官

各種の裁判事務及び
総務課、人事課、会計課、資料課等の
司法行政事務全般を扱います。

裁判所書記官

法廷立会、調書作成をはじめ、
裁判の進行管理、
法令や判例の調査等の職務を行います。

家庭裁判所調査官

家事事件、少年事件において、
紛争の原因、動機、生育歴、生活環境等の
調査を行います。

COURT OF JUSTICE RECRUITMENT GUIDANCE

CONTENTS

- | | |
|---------------|---------------|
| 01 はじめに | 10 裁判所職員座談会 |
| 02 裁判所の組織 | 12 研修制度 |
| 04 先輩からのメッセージ | 14 裁判所職員総合研修所 |
| 04・裁判所事務官 | 16 待遇 |
| 06・裁判所書記官 | 17 採用試験 |
| 08・家庭裁判所調査官 | |

ただ、ひたむきに正しいことを求めてきた



あなたが仕事を通して得るものはまだわからない

これまでに積み上げてきた価値観が

根底からひっくり返されるような衝撃に

打ちのめされるかもしれない

しかしそれ以上の感動にも出会うだろう

そしてどちらの経験もあなたの人生をさらに輝かせる

そのために今、必要なのは熱い情熱

少しの勇気と情報だ

さあ 活躍のステージに飛び出す準備をしよう

最高裁判所 大法廷首席書記官
林 隆 峰



裁判所の組織

裁判所の組織は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理裁判しますが、その裁判を支える機関として裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所速記官等が置かれています。

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課、資料課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。



最高裁判所大法廷



神戸地方裁判所



奈良地方・家庭裁判所



横浜地方裁判所

札幌高等裁判所管内

仙台高等裁判所管内



最高裁判所

- 最高裁、高裁、地裁、家裁、簡裁
- 高裁、地裁、家裁、簡裁
- 地裁、家裁、簡裁

福岡高等裁判所管内

広島高等裁判所管内

大阪高等裁判所管内

東京高等裁判所管内

名古屋高等裁判所管内

福岡高等裁判所管内

高松高等裁判所管内

地方裁判所
50庁(支部203庁)

簡易裁判所
438庁

最高裁判所
(東京)

高等裁判所
8庁(支部6庁,知的財産高等裁判所)

家庭裁判所
50庁(支部203庁)

● 最高裁判所 (東京)

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て(上告、特別抗告)を取り扱います。法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので、「憲法の番人」とも呼ばれています。

● 高等裁判所 (東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松)

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て(控訴、抗告)などを取り扱います。また、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれています。

● 地方裁判所 (各都道府県庁所在地<北海道は、札幌、函館、旭川、釧路>)

民事訴訟、刑事訴訟の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱うほか、執行・倒産事件なども取り扱います。

● 家庭裁判所 (各都道府県庁所在地<北海道は、札幌、函館、旭川、釧路>)

家事事件、人事訴訟事件及び少年事件などを取り扱います。

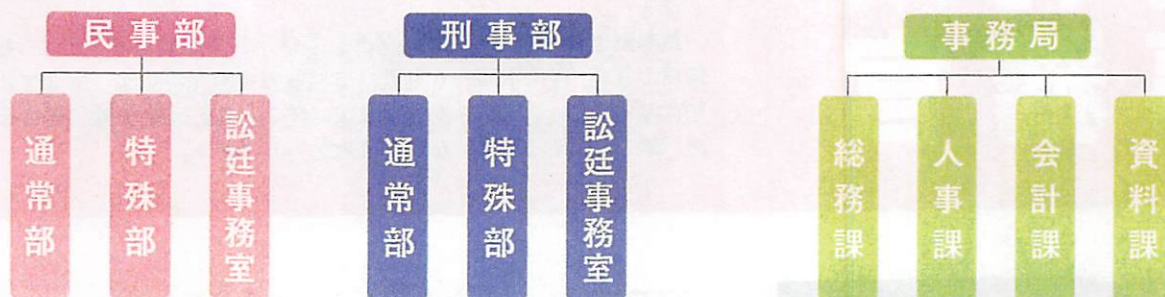
● 簡易裁判所

比較的少額の民事訴訟と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか、民事の調停なども取り扱います。

地方裁判所の一例

裁 判 部

司 法 行 政 部 門



- **特 殊 部** 民事部では、破産事件や再生事件を処理する部や執行事件を処理する部などがあります。刑事部では、令状の事務を専門的に行う部などがあります。
- **訟廷事務室** 事件の受付や既済事件の記録の管理を行うほか、部に所属する職員の庶務的な仕事をしています。



民事裁判

- ① 裁判官
- ② 裁判所書記官
- ③ 裁判所事務官
- ④ 原告
- ⑤ 被告



民事調停

- ① 裁判官
- ② 裁判所書記官
- ③ 調停委員
- ④ 当事者



平成21年5月までに
裁判員制度が
はじまります！

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判の審理に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官とともに決める制度です。

国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。



※本パンフレットにおける事件関係者が含まれている写真は、すべて模擬を撮影したものです。

裁判所事務官

裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では裁判所書記官のもとで各種の裁判事務を担当し、事務局では総務課、人事課、会計課、資料課等において司法行政事務全般を処理します。

裁判部と事務局は、互いに連携を図りながら活動しています。社会環境の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化等によってますます増大する司法へのニーズに的確に対応し、適正迅速な裁判を行うため、裁判所事務官は様々な部署で活躍しています。



宮崎地方裁判所 民事部 裁判所事務官
尋木 杏子 (平成17年採用)

事務官 (宮崎)

丁寧な対応を心がけて

私は、民事立会係で、書面の受付や送達（訴状・呼出状・その他訴訟関係書類を法定の方式に従って交付する行為）といった書記官事務の補助を中心に、窓口や電話での当事者との対応など様々な裁判事務を担当しています。書記官事務の補助には、事件の円滑な進行に必要不可欠なものが多く、一つ一つを迅速かつ的確に処理することが求められます。書記官との連携を図り、向上心を持って取り組むことで、事件の進行に携わっているという実感がわき、やりがいを感じます。

「裁判」と聞くと、普段の生活からはかけ離れたものに聞こえますが、民事部で取り扱われる事件は、売買、貸金や土地・建物に関する紛争など、私たちの生活に密着した身近なものも数多くあります。裁判所に初めて来て戸惑ったり、不安を感じたりする当事者の方にも分かりやすく適切な対応ができるように、日々様々な知識を吸収し、周囲の先輩をお手本にしながら仕事に取り組んでいます。

START
勤務開始



9:00

法廷準備

裁判の開廷表を法廷の前に掲示するなど、開廷の準備をします。

10:30

窓口対応



窓口で書面の授受や説明をします。分かりやすく、丁寧な対応を心がけています。

11:00

書面の受付



受付印を押し、優先順位を考えながら、迅速に事務を処理します。

裁判所事務官のある一日

FINISH
勤務終了

16:00

裁判官・書記官との打合せ



事件の円滑な進行のため、裁判官や書記官との連携が大切です。

14:30

電話対応



正確に用件を聞き取り、言葉遣いにも気をつけます。

13:30

郵便物の準備



書類を当事者に送達する準備をします。間違いのないよう確認作業が必要です。

誇りを持って

皆さん、刑事裁判を傍聴したことはありますか。一概に刑事裁判といっても、窃盗、暴行、殺人など事件は様々で、そこにはいろいろな人間模様があります。

私は、法廷では書類や証拠品の授受等を行う事務を担当しているのですが、一つとして同じ事件はないため、事件に応じた配慮が必要であると感じています。法廷に立ち会う際は、常に訴訟関係人の動きに注意し、法廷傍聴をしている方々にも気を配りながら、審理の円滑な進行を目指しています。

また、書記官室では裁判関係書類の作成補助など書記官事務の補助を行っています。刑事手続は一つ一つが直接人権にかかわるものですから、ミスが許されない極めて重

要な仕事です。それだけに緊張の連続ですが、責任とやりがいを感じます。

裁判所では、現在、模擬裁判を実施するなどして、国民の皆さんが参加しやすい裁判員制度の実現に取り組んでいます。刑事手続が大きく変わるこの時期に事務官として仕事に携われることを誇りに思っていますし、その思いを胸に、日々、より良い司法サービスを提供できるよう努めています。

Q どのような裁判所職員を目指していますか。

A 法的な知識を身に付けるだけでなく、裁判所を利用する人々を思いやることのできる職員を目指して、日ごろから条文を確認したり、利用者のためになる行動を意識したりしています。



東京地方裁判所 刑事部 裁判所事務官
太田 安昭 (平成17年採用)

事務官 (東京)



最高裁判所 民事局第二課 渉外民事係長
高木 和博 (平成6年採用)

事務官 (横浜・横浜) → 書記官 (横浜・小田原) → 事務官 (最高裁) → 係長 (最高裁)

自覚を持って

私が所属する民事局では、民事訴訟事件、民事執行事件、倒産事件等の民事事件を扱う全国の裁判所職員が、適正かつ迅速な事務処理を行えるようサポートすることを主眼に、様々な業務を行っています。

そして、私が担当する渉外民事係では、主に国際司法共助事務を行っています。日本の裁判所が、直接裁判権の行使をすることができない外国にいる人に対し、裁判文書を送達したり、外国にいる人を証人として尋問したりする場合、また逆に、外国の裁判所が、日本にいる人に対し、同様に送達や尋問をする必要が生じた場合に、その実施に必要な事務処理を行うもので、さまざまな国の言語に接する機会があります。

国際司法共助事務の分野については文献も少ないため、全国の裁判所職員や弁護士からの問い合わせも多く、当部署の回答が参考となり、そのまま全国の裁判所の取扱いとなることもあります。したがって、非常にやりがいがあると同時に、一つ一つの仕事に大変重みを感じており、自分の置かれている立場の重要性に自覚を持って日々慎重な仕事を心掛けています。

Q 最高裁判所での仕事で、印象に残っていることは？

A 国際司法共助事務に関する在日外国大使館や外務省等の方との折衝など、最高裁判所ならではの仕事は、大変やりがいがあるもので、その一つ一つの経験が印象に残っており、自分にとって貴重な財産となっています。

課長もアイデア勝負！

人事課では、採用試験や人事異動の実施、勤務時間の管理、給与等の支給のほか、研修やレクリエーション行事の企画、健康管理に関する仕事も担当しています。

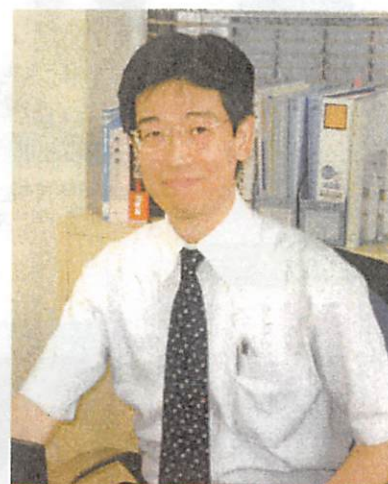
ストレス社会といわれる現代では、しっかりと休養を取って「自己の能率アップ」を図るとともに、仕事のやり方を見直して「事務の能率アップ」を図ることが重要だと言えます。事務改善や心身のリフレッシュの方策について検討するときは、スタッフから自由に意見を出してもらうように特に配慮していますが、議論を深めるために私から斬新なアイデアをぶつけてみることもあります。その際、最高裁判所で情報システム担当部局に勤務した経験や、在外研究員とし

て外国の裁判所で職場体験をしたことも大いに役立っています。

裁判所を支える「人」がやりがいを持って「事」に取り組める職場づくりのために、今後もアイデア勝負でサポートすべく、スタッフをリードしていきたいと考えています。

Q 後輩に期待することは？

A 広い視野と熱意を持って自分の意見を表明できる人材に育ってほしいと思います。仕事を通じて自らの能力を高めるだけでなく、自らの体験を周囲に還元することにより、互いに成長することも期待できるでしょう。



広島地方裁判所 事務局 人事課長
岡 範男 (昭和62年採用)

事務官 (広島) → 書記官 (広島) → 事務官 (最高裁) → 係長 (広島) → 課長補佐 (広島・最高裁) → 課長 (広島)
※フランス在留期間

裁判所書記官

裁判所書記官は、法律の専門家として固有の権限が付与されており（裁判所法第60条）、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。

さらに、法令や判例を調査したり、裁判が円滑に進行するように、コートマネージャーとして弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うのも大きな役割です。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所書記官になるためには、裁判所職員として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1～2年の研修を受ける必要があります。



札幌地方裁判所 刑事部 裁判所書記官
青山 英武（平成12年採用）

事務官（札幌）→書記官（札幌）

常に現場で考える

“事件の進行管理”，これは検察官や弁護人に裁判の事前準備を促し、その準備状況を基に審理の見通しを立てる作業で、書記官の主な仕事の一つです。充実した無駄のない審理ができるか否かの鍵となるもので、法律の知識を駆使し、争点等を的確に把握することが要求される、とてもやりがいのある仕事です。また、日々、生の事実と向き合い、法律を適用する裁判の現場は、教科書などで黙々と法律を学ぶのとは違いとてもエキサイティングで、法律が「わかった!」と実感できる場面に溢れています。

書記官は、次々と生じる新たな問題を、条文をにらみ、頭をひねり、議論を交わしながら着実に解決することが求められる仕事です。裁判員制度など、司法制度改革による様々な改革の実施段階では、このような役割をこれまで以上に果たすことが求められています。まさに未知の領域を切り開いて突き進んでいくような大仕事が、我々書記官を待ち受けていると言えるのです。

START

勤務開始



ミーティング

9:00

各事件の審理予定等について認識を共有し、チーム一丸で対処します。



当事者からの情報収集

10:00

検察官や弁護士から、各事件について、審理予定の策定に必要な情報を聴取します。



裁判官への報告等

11:00

裁判の進行予定や事件ごとの問題点の確認等、内容は多岐にわたります。

裁判所書記官のある一日

FINISH

勤務終了



判決の点検

15:00

人の一生を左右する刑事裁判の判決。書記官の目からも入念なチェックを行います。



調書作成

14:00

調書は、各期日の手続内容を証明する唯一の文書。ミスがないよう慎重に作成します。



裁判等への立会い

13:00

目、耳、メモを取る指先に全神経を集中させます。

柔軟性に富んだ書記官に

私は現在、債権差押えと不動産競売に携わっています。この仕事は、国の強制力で債権者の権利を実現する手続であり、大きな緊張感を伴います。特に、不動産競売では、債権者、所有者、買受人等、全く異なる立場の人々が一つの手続に関与し、各々の事情が複雑に絡み合うため、その立場や心情等に配慮しつつも、裁判所の中立・公平性を保った適切な対応が求められます。さらに、インターネットを用いた不動産競売物件情報提供システムなど、IT化の進展に伴う新たな司法サービスの提供は、難しい反面、裁量の幅があるため、工夫のしがいもあり、やりがいのある仕事です。

私はまだまだ経験が浅く、周囲に助けて

もらいながら事務を処理することで精一杯という現状ですが、良き上司、先輩、同僚に恵まれて、新しい知識やノウハウを吸収しながら、個々のケースに応じた適切な対応ができる柔軟性を身に付けたいと日々努めています。

Q 職場の雰囲気教えてください。

A 男性中心の堅い雰囲気職場だろうと思われがちですが、実は、男女の区別なく働ける環境が整っている活気ある職場です。私も、自分が女性ということを意識することなく毎日仕事をしています。



山形地方裁判所 民事部 裁判所書記官
谷地田 牧子 (平成12年採用)

事務官(山形)→書記官(新庄・山形)



神戸家庭裁判所 家事部 裁判所書記官
中山 克巳 (平成8年採用)

事務官(神戸)→書記官(豊岡・神戸)

法律の専門家として

私が勤務する神戸家庭裁判所家事部には、毎日様々な家庭に関する悩みや問題を持った方が訪れます。夫婦関係や相続関係、高齢者の介護に関する問題等、その悩みは多種多様ですが、家庭裁判所では、それらの問題の解決のために何ができるかを裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、家庭裁判所調査官が一つのチームとなって考え、その解決に向けて手続を進めていきます。

裁判所書記官は、固有の権限を持った法律の専門家であり、その職務の範囲は驚くほど広く、裁判所書記官になって10年目を迎える今でも、毎日のように新しい発見がある、と言っても過言ではありません。また、家庭裁判所の裁判所書記官は、裁判所を訪

れた利用者と直接接することが多く、その対応も大事な仕事の一つです。私は、裁判所を訪れる人々の思いに触れるたび、裁判所書記官としての自分の仕事が、その方の抱える問題の解決に大きく関わっていることを実感し、その責任の重さと共にやりがいを感じています。今後も法律の専門家として、日々の職務に励んでいきたいと思っています。

Q 働いていて苦労したことは？

A 「訴えられたんだけど、どうしたらいいか」というような質問を受けたときに一番苦労します。飽くまで中立の立場から、まずは誠実を第一に分かりやすく説明するようにしています。

チームの一員として

私の担当している事件には、簡易裁判所からの控訴事件のほか、行政事件、労働事件、医療過誤事件、集団訴訟事件などもあり、法廷でのやりとりや判決の内容が報道されるようなこともあります。

また、法廷に立ち会い、調書作成をするだけでなく、当事者に対して、裁判所に提出する書面の説明をしたり、書面提出の催促をしたりしているので、裁判の進行そのものに深くかかわった「現場」の仕事をしていると言えるでしょう。裁判は、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官等が一つのチームで取り組むものであり、私は、公証事務や進行管理事務を担当するスタッフであるという気持ちでいます。裁判所書記官としてか

かわった複雑で困難な事件が終局を迎えたときには、チームの一員として充実した喜びを感じることができます。

裁判所書記官は、裁判所を取り巻く状況の変化とともに、次々と新たな知識や能力を身に付けることが要請されてきています。仕事を通じて、時代の流れを敏感に感じることができることも裁判所書記官の大きな魅力の一つだと思います。

Q 主任書記官として心掛けていることは？

A 自分の仕事の管理をする一方で、部下と話をしたり、表情を見たりして、みんなが仕事で困っていることがないかどうか、健康状態が悪くないかどうか気を付けています。



徳島地方裁判所 民事部 主任書記官
浦 典子 (平成3年採用)

事務官(徳島)→書記官(徳島・阿波)→事務官(高松・高松北)→係長(高松北)→主任書記官(徳島)

家庭裁判所 調査官

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。

家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の紛争当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

家庭裁判所調査官になるには、家庭裁判所調査官補として採用後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。



長崎家庭裁判所 少年係 家庭裁判所調査官
姫野華奈 (平成15年採用)

家庭調査官補(福岡)→家庭調査官(福岡・長崎)

未来につながる仕事

「この半年は、僕がこれから生きていく人生の中のほんのわずかな期間にすぎません。でも、ここに来てよかったと思います。姫野先生、僕のことを忘れないでください。」

補導委託先(家庭裁判所の依頼により、一定期間少年と寝食を共にしながら、職業及び生活指導を行う民間篤志家)に預けていた少年からの手紙の一節です。

私は現在、少年係に配属され、少年及びその保護者、時には学校の先生と面接し、少年の生活状況等について調査をして、少年の更生に何が必要かを考える毎日を送っています。重責ですが、私がかかわった少年が、仕事に励んで表情が明るくなり、立ち直りの一歩を踏み出す様子を見て、元気をもらうこともあります。

私が少年の人生にかかわる時間はほんのわずかなものですが、少年にとって、その時間は未来につながっており、有意義であると信じて、家庭裁判所調査官としてできる限りのことをしようと努力しています。

START

勤務開始

9:30

調査面接

少年や保護者と面接し、非行や生活状況等を調査し、問題点に気付かせていきます。

10:30

心理テスト

心理テストを行い、少年の内面を探っていきます。

11:00

万引き被害を考える教室

少年たちと保護者らに対して講義し、被害者の気持ちや罪の重さを考えさせていきます。

15:00

審判出席



少年や保護者に質問したり、意見を述べたりします。

15:00

少年調査票作成



調査結果を整理し、必要な処遇を考え、少年調査票にまとめます。

13:00

家庭訪問



少年の生活環境を調査します。

FINISH

勤務終了

家庭裁判所調査官のある一日